



主要国へのフライト & ビザ情報 (アジア・太平洋)



※2021年5月26日 10時更新

※更新情報は赤字で記載しております。転載禁止。

| 国名 | フライト・運航/入国情報 | ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍) |
|----|---|--|
| 中国 | <p>■中国 = 日本の航空路線の各航空会社の運航状況(在中国日本大使館HP) https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000317.html</p> <p>上海線 ANA :成田-上海(浦東) 日曜運航 (9月30日まで) 中国国際航空 (CA) :成田-上海(浦東) 木曜運航 (6月24日まで) 中国東方航空 (MU) :成田-上海(浦東) 金曜運航 (10月29日まで)</p> <p>大連線 JAL :成田発着便 火・水・木・金曜運航 (7月31日まで)</p> <p>瀋陽線 中国南方航空 (CZ) :成田発着便 木曜運航 (10月28日まで)</p> <p>西安線 中国東方航空 (MU) :成田発着便 火曜運航 (10月26日まで)</p> <p>深圳線 ANA :成田発着便 月曜運航 (9月30日まで) 深圳航空 (ZH) :成田発着便 日曜運航 (10月24日まで)</p> <p>杭州線 ANA :成田発着便 木曜運航 (9月30日まで) 中国国際航空 (CA) :成田発着便 水曜運航 (6月30日まで)</p> <p>広州線 中国南方航空 (CZ) :成田発着便 水曜運航 (10月27日まで) JAL :成田発着便 金曜運航 (7月31日まで)</p> <p>青島線 ANA :成田発着便 水曜運航 (9月30日まで) ANA :成田発着便 水曜運航 (9月30日まで)</p> <p>※中国系航空会社は中国当局指示により搭乗率75%以下となり、大変混雑しており、また現在新規の予約も制限中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、国外からの渡航者に対し、PCR検査と14日間の隔離健康観察を実施中 ・商務、私人事務及び家族訪問の有効な居留許可を有する外国人の入境を許可し、新たな査証申請は不要 ・居留許可の有効期限が過ぎている場合は、当該居留許可と関連資料により査証申請可能となる ・日本人の中国滞在15日間までの査証免除措置が一時的に停止中 ・国外からの入国および国内移動については、市政府独自の規制を行っている為、各ホームページ等から最新情報を確認する。 <p>=ダブル陰性証明、健康コードの取得要 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本から中国へ渡航する中国籍及び外国籍の旅客は、搭乗の2日前以内(検体採取日から起算)発行の新型コロナウイルスPCR検査陰性証明及び血清IgM抗体検査陰性証明を提示することで搭乗可能。 ・ダブル陰性証明で中国駐日本大使館・総領事館に“H S”または“H D C”マークのグリーン健康コードを申請し、コードの有効期間内に飛行機に搭乗すること。(※紙媒体の陰性証明による搭乗不可) <p>http://www.china-embassy.or.jp/jpn/sgxw/t1836108.htm</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康コード申請の際、パスポート、ビザ・居留許可、住民票(※現住所が印字されている必要がある。運転免許証でも可。)や航空券の予約証明等も検査証明と一緒にアップロードする。 <p>http://www.china-embassy.or.jp/jpn/sgxw/t1857462.htm</p> | <p>重要な貿易、技術方面、又は特別な事情のある人道的方面における緊急的な需要がある場合は中国ビザセンターにメールにて申請予約可能。認証代理申請は条件付き(事前予約/理由書添付必須)で再開。</p> <p>=査証 = 受付可能ビザ種類は、商務・貿易(M)、就業(Z)、赴任者家族(S)、親族訪問(Q)通常の必要書類に加え、受入先からの招聘状(※)、E-TICKET控え(加急申請のみ)</p> <p>※2月8日より、申請時に個人生体識別情報(指紋採取・顔写真撮影)を採取する措置開始。ビザセンターへ申請者の同行が必要。</p> <p>※いずれもシングルのみ(ダブル・マルチプル申請不可) ※Qビザ ⇒ 2020年3月28日以降に期限切れの居留許可があり且つ同目的の再申請のみ可。 ※「省人民政府外事弁公室」「省商務庁」等からの取り付け要。現地企業等を通じ、現地当局へ該当の招聘状(邀请函)の発給可否の確認が必要。→11/2以降、再度いずれの査証タイプに対しても必要だが、11月中旬以降、招聘状発給許可が下りづらくなっている。 ※現地中国政府機関からの招聘状の宛先は「中華人民共和国駐日本大使館」 ※Sビザ ⇒ 10月28日以降に発行された招聘状(PU)のみ利用可能。加急申請不可。</p> <p>普通申請：月曜申請→翌週月曜、火曜申請→翌週火曜、水曜申請→翌週水曜受領 加急申請：月曜申請→同週水曜、火曜申請→翌週月曜、水曜申請→翌週火曜受領</p> <p>=認証 = 卒業証明書、無犯罪証明書等、個人の名が記載された書類に関しては、以下3点の提出が必要。 1.原本(公証役場認証が必要) 2.パスポートデータ面コピー 3.認証申請書 また、職務履歴証明書は会社(社長)名発行となる為、発行者パスポートデータ面コピー、会社登記簿謄本、委任状(社印：角印または丸印、申請者署名要)が必要。 ※現在1日あたり約10件しか受け付けず加急申請扱いのみ、但し受領日は大使館判断の未定</p> |

| 国名 | フライト・運航/入国情報 | | | | ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍) |
|----|---|--|--|--|---|
| 香港 | <p>JAL : 成田発着便 水・日曜運航 (7月末まで) 羽田発着便 運休 (7月末まで)</p> <p>ANA : 成田発着便 火・金曜運航 (6月末まで) 金曜運航 (7月～9月末まで) 羽田発着便 運休 (9月末まで)</p> <p>キャセイ航空(CX) : 成田発着便 火・木・土曜運航 (6月末まで)</p> <p>出入国関係</p> <p>1 海外から香港へ入境：香港居民（香港IDもしくは査証保有者）のみ入境可。ただし、入境後21日間の強制検疫。【～2021年9月30日】 ただし、5月12日よりワクチン接種済みの場合は14日指定ホテルでの強制隔離 + 7日自己観察に短縮に変更。 ※完全接種済（ワクチンを完全に接種した旨の記録が必要）</p> <p>2 中国本土、マカオ、台湾から香港への入境：香港居民、非香港居民ともに入境可。 ただし、入境前21日間連続して中国本土、マカオ、台湾に滞在する場合は入境後14日間の強制検疫。 21日間にこれら以外の外国・地域に2時間以上滞在歴のある場合は21日間の強制検疫を受ける。【～2021年9月30日】</p> <p>3 マカオへの入境：マカオ居民（マカオID所持者のみ）、事前に免除許可を得た上で、連続して21日以上中国本土に滞在した後中国本土からマカオに入境するブルーカード保持者等の外国人及び香港永久ID保持者のみ入境可。 ただし、入境後21日間の医学観察と事前の核酸検査陰性証明の取得が必要。【無期限】</p> <p>4 香港国際空港は、同一航空券での搭乗に限りトランジット可。ただし、中国本土行きはトランジットは不可。【無期限】</p> | | | | 査証は香港入国管理事務所が管轄 |
| 台湾 | <p>台北線</p> <p>JAL : 羽田-松山 月・水・金・土・日曜運航 (8月末まで) 成田-桃園 火・木曜運航 (8月末まで)</p> <p>ANA : 成田-桃園 運休 (6月末まで) 羽田-松山 月・金曜運航 (8月末まで) ※6月14日、7月19日、26日、8月2日、9日、13日、30日は運休 金のみ運航 (9月末まで)</p> <p>チャイナエアライン(CI) : 成田-桃園 金曜日のみ運航 ※5月28日は運休 (6月末まで) 羽田-松山 運休 (6月末まで)</p> <p>エバー航空(BR) : 成田-桃園 金・日曜運航 (6月末まで) 羽田-松山 運休 (4月末まで)</p> <p>高雄線</p> <p>JAL : 成田-高雄 土曜のみ運航 (6月末まで)</p> <p>5月19日～6月18日まで非台湾国籍者で、有効な居留証も所持しない者の入国（入境）を一時停止。トランジットも不可。 すでに有効な停留ビザ、居留ビザの発給を受けている者の來台も当面認めない。 なお、緊急のケースもしくは人道的な対応を要するケースで特例として許可された場合はこの限りではない。</p> <p>2020年3月19日より全ての非台湾国籍者のうち、事前に申請・許可を得た者のみ入境を認めるが入境後は14日間の在宅検疫が義務付けられる。 ⇒2021年1月1日より外国人は以下のどれかに該当しない限り入国が認められない。条件は以下のとおり。</p> <p>一、 中華民国（台湾）の居留証を持っている。 二、 訪台目的が「外交公務」が「商務履約」、あるいは「人道的な理由」である。 三、 中華民国の国民及び居留証を持つ者の配偶者ならびに未成年の子女である。 四、 その他、特別に入国が許可された者。 「特別に許可された」人とは、中華民国（台湾）の各主務官庁による許可を経て訪台する人を指す。 このほか、2020年12月30日までに外交部が海外に持つ在外公館・在外事務所（中国語では外交部駐外館処）によって発行され、有効な「特別入境許可」（ビザ）を持つ者も入国が可能。</p> | | | | <p>※感染拡大を受け、5月18日より各種査証申請の受理を一時停止中</p> <p>1領事館に行く場合：ネット予約制です。 https://rsv.ebica.jp/ebica2/webrsv/reserve_plans/plan/e014059901/22521?clid=e014059901&shop=22521 日本国籍の受領は郵送（実費）。</p> <p>2郵送申請：申請書に記入し、必要書類、手数料（日本円で現金書留）と共に郵送。 ※各種文書証明業務の問合せ先：03-3280-7802 ※送り 先：〒108-0071 東京都港区白金台5-20-2 台北駐日経済文化代表処 領務組宛て</p> <p>領事部開館時間：平日午前09：00～11：30；午後13：00～16：00 ※注意：以下は窓口申請が必要ですので、郵送での申請はできません。：</p> <p>1. 授權書、宣誓書、商務文書認証 2. 査証（ビザ）、国籍回復、国籍喪失 3. 結婚、離婚手続き 4. 旅券の初回申請、出入国日証明書</p> |

| 国名 | フライト・運航/入国情報 | ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍) |
|------|---|---|
| 台湾 2 | <p>また、2021年1月15日より、入国者は従来から必要な、出発日からさかのぼって営業日3日以内に行った核酸検査（PCR検査）の陰性報告に加えて、入国後の「居家検疫」（自主隔離）場所に関する証明文書の提出が必要となる。</p> <p>詳細情報 https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/76129.html https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=93809 https://www.taiwanembassy.org/jp_ja/post/75481.html</p> | |
| 韓国 | <p>ソウル線 JAL : 7月31日まで運休 ANA : 9月30日まで運休 大韓航空 (KE) : 成田-仁川 6月30日まで1便のみ毎日運航 アジアナ航空 (OZ) : 成田-仁川 6月30日まで1便のみ月曜日以外毎日運航 ※6月21日、22日、29日は運航</p> <p>釜山線 JAL : 6月30日まで運休 大韓航空 (KE) : 6月30日まで運休</p> <p>・3月9日以降、日本に対する査証免除措置と既に発給された査証の効力を停止している。 ・外国から入国する全ての韓国人・外国人に対して、以下の特別入国手続きと、入国後1日以内のPCR検査の受検及び入国後14日間の隔離を義務付ける措置を実施中。 1健康状態質問書と特別検疫申告書の作成 2入国検疫での発熱チェック 3韓国国内滞在住所及び連絡先（携帯電話）の提出 4自己診断アプリのインストール及び入国してから14日間、毎日自己診断の内容をアプリに入力 ※コロナウイルス感染防止のためのマスク着用命令の違反者に10万ウォン（約9,200円）の罰金 ・コロナ変異株対策として、隔離解除前に追加のPCR検査を実施する。 ・また、全ての外国人入国者に対して、出国前72時間以内に発給されたPCR陰性確認書の提出を義務付ける。 フライト搭乗時にPCR陰性証明書の提示が必要。(次の①②のうちどちらかを提出。 ①韓国の検査機関が発行する英語または韓国語の診断書原本 ②現地語で発行された診断書原本及び現地語診断書のコピーに対する翻訳認証文) ビジネストラック（短期出張目的）（日本から韓国への渡航）について ※2021年1月14日から別途案内するまで、隔離免除書の発給（注：ビジネストラックに当たる措置）を停止する（ただし、発給済みの隔離免除書所持者は、隔離免除が認められる。）</p> <p>1. 日本出発前 ● 隔離免除書発給の手続き （1）韓国側受入企業・団体は、企業人出入国総合支援センター（以下、支援センター）に隔離免除制度に関する照会を行う。 支援センターから、隔離免除書の申請省庁の案内がある。 （2）案内に従い、韓国側受入企業・団体は、関係省庁に申請を行い、当該省庁から検討結果の通知が申請した受入企業・団体に届く。</p> <p>隔離免除書発給申請に係る必要書類 ・対象者のパスポートコピー及び申請する企業・団体の関連情報（法人登記簿謄本、事業者登録証等） ・訪問目的証明書類（招請状、契約書、事業・行事等の進行状況、訪問外国企業・団体の現況等） ・隔離免除書発給申請書（活動計画を含む） 活動計画書については、対象者または受入企業・団体が作成でき、対象者と保証人（受入企業・団体代表）全ての署名が必要。 ・隔離免除同意書 ・防疫規則遵守の履行覚書 ・防疫対策詳細計画書（滞在地～契約・行事場所） ・その他業務が重要・緊急及び必要不可欠であることを証明する書類及び関係省庁が要請する書類等</p> | <p>査証免除措置と既に発給された査証の効力を停止。 (※短期就業(C-4)資格に該当する査証および長期査証(就業、投資など)は効力停止対象から除外) 査証は代理申請可能。(※受領時にインタビューあり) 通常の査証申請書類に加えて、健康状態確認書・隔離同意書が必要。</p> <p>査証取得所要日数は2～3週間程度。 個人による査証（ビザ）申請は当館窓口での受理を停止し、大使館指定の代理申請機関を通じた申請受理及び受け取りに限定される。</p> |

| 国名 | フライト・運航/入国情報 | ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍) |
|-----|--|--------------------------|
| 韓国2 | <p>(3) 隔離免除書発給の許可が通知されると、駐日本国大韓民国大使館・総領事館にて隔離免除書発給のための申請ができる。 対象者が駐日本大韓民国大使館・総領事館への申請に必要な書類 ・対象者の旅券（有効なビザを含む）及び出入国の航空券 ・申請企業が作成した招請状 ・日本企業への在職証明書 ・隔離免除書発給申請書（活動計画を含む） ※受入企業・団体がすでに関係省庁に提出したものと同一の内容にしなければならない（内容の変更は不可、原本のコピー可）。 ・隔離免除同意書 ・対象者の韓国国内滞在の証明書類（ホテル予約確認証等）</p> <p>(4) 隔離免除書発給申請が受理され、駐日本大韓民国大使館・総領事館にて発給される隔離免除書を 原則として直接窓口にて受領する。隔離免除書は発給日から1週間以内に韓国に入国する場合に限り有効で、発給後1週間を 経過した場合には、韓国政府が定める上記の手続きに従って再度申請する必要あり （航空便の欠航・遅延等の対象者本人に帰責事由がない場合には再発給可）。 また、隔離免除書は計3部（原本及びコピー2部）持参する（①韓国に入国し、出国するまで本人が所有、②韓国入国時の 検疫にて提出、③韓国入国時の入国審査にて提出）。</p> <p>●検査証明取得等 (1) 日本出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、「陰性」であることを記載した検査証明（陰性確認書）の 取得。新型コロナウイルスに関する検査証明は、「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」 （経産省の海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）専用ページblankを参照）に記載の医療機関にて取得して下さい。</p> <p>2. 韓国入国時 (1) 隔離免除書を韓国の空港の検疫（1部）及び入国審査（1部）にて提出。 (2) 韓国入国時の検疫にて行政安全部の自己診断アプリ及び保健福祉部の自己診断アプリをインストール。 (3) 空港内の選別診療所又は臨時検査施設にて新型コロナウイルスに関する検査を受け、検査結果が陰性と判明するまで待機。</p> <p>3. 韓国滞在中 (1) 韓国入国後14日間は事前に提出した行動計画表に従って行動する。C75 (2) インストールした自己診断アプリに症状の有無を毎日入力し、保健当局と通話にて健康状態の確認を受ける。 (3) 隔離免除期間中は、個人衛生守則及びソーシャル・ディスタンスの確保等の防疫当局の個人及び集団防疫守則を遵守。</p> <p>4. 日本への帰国14日前から (1) 日本への帰国前14日間検温を実施する。健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載。 なお、帰国14日前時点で韓国への渡航前である場合には、日本滞在時点から検温する。 (2) 韓国出国前72時間以内に韓国で新型コロナウイルスに関する検査を受検（直接電話での要予約）し、 「陰性」であることを記載した検査証明（陰性確認書）を取得（注）。 （注）韓国滞在期間が14日間以内である場合は日本入国時の検査証明の取得は不要。</p> | |

| 国名 | フライト・運航/入国情報 | ビザ/大使館申請状況(在日大使館管轄/日本国籍) |
|--------|--|---|
| インド | <p>デリー線 JAL : 5月 水・金・日 (羽田→デリー) : 6月 金 : 7月 水・金・日 : 5月 水・金・日 (デリー→羽田) (インド政府が設定したエア・バブルに基づき運航) : 6月 水・6/6 : 7月 水・金・日 ANA : 5-6月発臨時便: 羽田発NH837 木・日曜運航 デリー発NH838 月・金曜運航</p> <p>エア・インディア : 5月～6月 成田→デリー 毎週月・木曜運航 デリー→成田 毎週火・土曜運航 : 7月以降 成田→デリー毎週水・金・日曜運航 デリー→成田毎週火・木・土曜運航</p> <p>ムンバイ線 ANA : 成田→ムンバイ: 臨時便 5/26,6/9,6/23運航 : ムンバイ→成田: 臨時便 5/27,6/10,6/24運航</p> <p>チェンナイ線 ANA : 2021年6月30日まで運休</p> <p>バンガロール線 JAL : 開設延期 ※臨時便運航予定 (インド政府が設定したエア・バブルに基づき運航) JL753(成田発): 5/13,6/3,6/10,6/17,6/24,7/1,7/8,7/15,7/22,7/29 JL754(バンガロール発): 5/15,6/5,6/12,6/19,6/26,7/3,7/10,7/17,7/24,7/31</p> <p>観光客を除く全ての外国人,OCI/PIOカード所持者はインド政府内務省、民間航空省が認定した国際空港または海港経由でインドに入国可能。 入国後最初の7日間は政府指定施設での隔離措置。その後、更に7日間の自主停留措置が義務付けられる。ただしインドへの航空便の出発時間の72時間前までに、RT-PCR 検査を受け、その結果をエア・スヴィダポータルサイトに提出し審査を受ければ隔離処置が免除される。また、最初の入国港で保健担当官に提出できるよう、RT-PCR 検査の結果報告書の原本を携帯して渡航すること。RT-PCR 試験の陰性結果を受けて政府による隔離措置を免除されたとしても、入国から 14 日間は自身の健康をセルフモニタリングすることが必要。 全てのインドへの入国者は、自己申告書 (self declaration form) とともに、出発前 7 2 時間以内に受けた R T - P C R 検査の陰性証明書を事前にデリー-空港 H P にオンラインで提出しなければならない。またチェックイン時には、自己申告書の登録書のプリントアウトを持参すること。 https://safe.menlosecurity.com/https://www.newdelhiairport.in/airsuvidha/apho-regis (デリー-空港 H P) https://www.newdelhiairport.in/ ※同 H P 中、右上の「Air Suvidha」からオンラインによる提出が可能です。</p> | <p>申請者の国籍に関わらず、電子ビザ・観光ビザ・医療ビザを除く、全ての既存のビザ効力を回復。すでにビザが失効している場合は、改めてビザ申請を行う必要がある。 雇用ビザ・商用ビザの申請を一部対象者のみ再開。</p> <p>1月15日(金)より、本人申請は大使館持込不可、郵送申請のみ可。</p> |
| インドネシア | <p>JAL : 9月30日まで JL725 木・土・日曜運航 JL726 火・木・土曜運航 (成田発着) 9月30日まで JL729 月・水・木・金曜運航 JL720 火・木・金・土曜運航 ANA : 9月30日まで NH871 木・日曜運航、NH872 月・金曜運航 9月30日まで NH855 水・土曜運航、NH856 水・土曜運航 7月1日以降9月30日まで NH835 月・水・金曜運航 NH836 火・木・土曜運航</p> <p>ガルーダインドネシア(GA): (羽田発) 5月27日、28日、29日発運航</p> <p>入国規制継続中～ トランジットを含め、全ての国からの外国人の入国が一時的に停止されます。 例外: ア. 有効な一時滞在許可 (KITAS) 保持者及び有効な定住許可 (KITAP) 所持者 イ. eVisa所持者 ウ. 医療支援及び食糧支援に従事する者及び人道的な理由のある者 エ. 輸送手段の乗組員 オ. 重要な戦略的プロジェクト、国家的重要な施設及び国家戦略的プロジェクトに取り組む外国人 ※上記ウ～オの入国規制免除付与は関連省庁からの推薦に基づく。 注) APECビジネストラベルカード (ABTC) による入国については不明確な点があり、入国が認められることはあるとみられますが、運用は流動的である可能性もあり、トラブルが発生する可能性があります。ABTCによる入国を予定されている方は、最新の状況を確認し、渡航の是非をご確認ください。</p> | <p>電子査証 (eVisa) の申請方法が変更され、オンラインでの査証申請に先立って取得が求められている査証申請用のトークンは無効となり、保証人が直接オンラインで査証申請を行うよう案内されています。</p> <p>4月1日付 外国人への査証の新規発給の再開を受けた査証申請方法のお知らせ↓ https://www.id.emb-japan.go.jp/oshirase21_46.html</p> <p>※一部の査証 (外交・公用) は引き続き大使館での申請が可能</p> |

| 国名 | フライト・運航/入国情報 | ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍) |
|--------|--|--|
| シンガポール | <p>JAL :成田発着便 JL711 月・火・木・土曜運航 JL712 月・火・木・土曜運航 羽田発着便 JL037 火・金・土曜のみ運航 JL036 火・金・土曜のみ運航</p> <p>ANA :成田発着便 NH801 月・水・金曜運航 (7月1日以降 土・日曜運航追加) NH802便 火・木・土曜運航 (7月1日以降 月・日曜運航追加) 羽田発着便 NH841 日・木曜運航 NH844 日・木曜運航</p> <p>シンガポール航空 :成田発着便 ~6月20日 毎日運航 6月21日~SQ637 火・水・木・金・土・日曜運航 SQ638 月・火・水・木・金・土曜運航 :羽田発着便 ~6月13日 毎日運航 6月14日~6月20日 SQ635 月・火・木・日曜運航 (6月22日以降は月曜運休) SQ634 月・火・木・日曜運航 (6月22日以降は月曜運休)</p> <p>赴任者及び帯同家族等の長期パス所持者((Work Pass, Student's Pass, Long-Term Visit Pass (LTVP) and Dependant's Pass、日本からの赴任者は通常 Employment Pass/S-Passを取得、合わせて帯同家族(Dependants Pass))は入国可。 →日本を含む「ハイレスク国」からの新規ビザ取得者(一部業界は除く)の入国は長期パスを既に所持している渡航者についても5月11日から7月5日まで禁止。 ・シンガポールへの渡航前にSafeTravel Portalサイト(https://eservices.ica.gov.sg/STO/)にて入国の事前承認が必要。 ・渡航前に到着カード(健康申告書を含む)を申請する。 ・シンガポール入国後、政府指定施設での21日間の隔離措置を行う(費用は受け入れ企業負担) ・日本出国前72時間以内にTeCOTに登録された医療機関(https://www.tecot.go.jp/rmii/)にてPCR検査を受検し陰性の証明書を取得(入国審査時必要) ・1月24日23:59以降にシンガポールに到着する場合、入国時PCR検査が必要(費用160ドルは自己負担。事前予約が望ましい https://safetravel.changiairport.com) ・シンガポール入国14日後・隔離終了前の指定された日にPCR検査を受検(費用は受け入れ企業負担)。結果が陽性であった場合は、無症状であっても結果が出た日から3週間療養施設に隔離。</p> <p>日本含む基準を満たす9か国からの渡航者は入国承認プロセスの一環として指定施設でのSHN(Stay-Home-Notice)の免除申請をすることが出来、自宅での14日間待機が認められる。(単身もしくは、渡航歴が同じである同一世帯の者と同じ期間にSHNを受ける場合に限り) →11/23以降日本からの渡航者(ビジネストラック利用者含まず)は全員がシンガポール到着時に専用施設での14日間隔離が必須に再変更 →5/8以降日本からの渡航者(ビジネストラック利用者含まず)は全員がシンガポール到着時に専用施設での21日間隔離が必須に変更 «9月18日からビジネス・トラック制度(短期出張目的)の運用開始» →【日本での緊急事態宣言下で一旦停止中】</p> <p>1. 日本出発前</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Safe Travel Passの取得と行動計画の登録 <ol style="list-style-type: none"> (1) シンガポール側受入企業等より“SafeTravel Pass”をシンガポール政府に申請。 (2) 渡航者はシンガポール政府から発行される「approval letter受理レター」(コピー)を事前に受け取る。 (3) シンガポールの受入れ企業又は政府機関からSafe Travelサイトに渡航後14日間の行動計画(Controlled Itinerary)を登録。 ● 検査証明取得等 <ol style="list-style-type: none"> (1) シンガポールへの渡航前14日間は日本に滞在が必要。 (2) シンガポール到着前3日間のうちに、“SG Arrival Card”のウェブサイトを通じ、Singapore Immigration and Checkpoints Authority (ICA) に対して渡航前の健康状態・渡航歴申告を提出。 (3) 日本出国前72時間以内にPCR検査(※)を受け、「陰性」であることを記載した検査証明を取得。 (※) PCR検査の種類はシンガポール政府の要請により、PCR検査(real time RT-PCR法)に限定される。 <p>2. シンガポール入国時</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) シンガポール入国時、空港にて自己負担でPCR検査を受ける。 (2) 検査結果が陰性と判明する迄1~2日間シンガポール政府に申告した非住宅宿泊施設(滞在場所)に滞在(他者との接触不可)。 (3) 陰性判明後、申告した滞在場所まではシンガポール側受入企業等から提供される手段で移動。 | <p>シンガポール人材開発省は、雇用主に対して外国人の招き入れを延期するよう強く勧告し、新規就労ビザ申請においても厳しく制限を行うと発表。実際申請が完了し許可を待っていた日系企業駐在予定の方も、突如却下の連絡を受け取るケースが発生している。</p> |

| 国名 | フライト・運航/入国情報 | ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍) |
|---------|--|--------------------------|
| シンガポール2 | <p>3. シンガポール滞在中</p> <p>(1) シンガポール滞在中は申告した当該滞場所に滞在。</p> <p>(2) シンガポール側受入企業等は、滞在期間中の滞り場所から用務先までの直接の移動手段を確保する（公共交通機関利用禁止）。</p> <p>(3) 滞在中シンガポール政府の“TraceTogether”アプリを常時作動させる。</p> <p>(4) 空港で受けるPCR検査の結果が陽性だった場合、シンガポール政府から直ちに医療措置が提供されるが、費用は自己負担。</p> <p>(5) シンガポール滞在中は最大30日間（シンガポール長期滞在バス（EP等）所持者もビジネスラック利用時は30日超の滞在不可）</p> <p>4. 日本への帰国14日前から</p> <p>(1) 日本への帰国前14日間検温の実施する。健康モニタリング結果は、日本行航空機内で配布される「質問票」に記載。 帰国14日前時点でシンガポールへの渡航前である場合（シンガポールで14日以内の滞在中の場合）は、日本滞在中から検温する。</p> <p>(2) シンガポールでの滞在期間が15日以上となる場合で、日本への帰国にもビジネスラックを利用する場合は、 「Approval Letter」を指定の医療機関に提示の上、出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受検（要予約）、 「陰性」であることを記載した検査証明を取得。</p> <p>(3) シンガポールでの滞在期間が14日以内の場合には、日本帰国時に出国前検査を受検せずにビジネスラックを利用可能。</p> <p>※空港の検疫で機内で配布される「質問票」に必要事項を記入の上提出。日本への帰国にビジネスラックを利用する場合「誓約書」および「本邦活動計画書」を提出する（シンガポールに15日以上滞在中の場合は検査証明必要）</p> <p>※日本へ帰国時にビジネスラックを使わない場合でも、現行の水際措置（空港での検査、質問票の提出、14日間の自宅待機及び公共交通機関の不使用等）への対応が必要。（https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page22_003415.html）</p> <p>以下都市発のフライトの場合、一定の条件下でトランジット可。</p> <p>・シンガポール航空：日本（東京・成田・大阪）、香港、韓国（ソウル）、オーストラリア（アデレード、ブリスベン、メルボルン、シドニー）、ニュージーランド（オークランド、クライストチャーチ）、中国（上海）</p> <p>・シルクエアー：中国（重慶）</p> <p>・スクート：香港、オーストラリア（パース）、中国（広州）</p> | |
| タイ | <p>JAL 5月～9月 羽田発：JL031 週6便（月・火・木・金・土・日曜）運航 ※5月26日はタイ国籍の方向へのフライト 羽田着：JL034：毎日運航 羽田発：JL033：運休 羽田着：JL032：運休 成田発：JL707：週5便（月・火・水・木・土曜）運航 ※5月22日・6月19日・7月17日・8月21日・9月18日は運休 成田着：JL708：週4便（月・火・木・土曜）運航 成田着：JL718：週3便（水・金・日曜）運航</p> <p>ANA 5月～9月 成田発着：NH805(成田発)→毎日運航・NH806(バンコク発)→毎日運航 羽田発着：NH849/848/877/878→運休 ：NH847（羽田発）→毎日運航 ※6月9日は運休 7月7日からは水曜日のみ運休(週6便) ：NH850(バンコク発)→毎日運航</p> <p>TG ※2021年3月28日～6月30日までのスケジュール 成田発：TG643便：週3便（水・木・日曜）運航 羽田発：TG683便：週1便（水曜）運航 バンコク発：TG642便（成田着）：週3便（火・水・土曜）運航 TG682便（羽田着）：週1便（火曜）運航</p> | |

| 国名 | フライト・運航/入国情報 | ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍) |
|---------|--|---|
| タイ | <p><入国制限等></p> <p>(1) 7月1日以降、次の者について入国を許可する。(①出国前72時間以内に取得した陰性証明書の提示、②入国時のPCR検査の受検及び、自己負担で政府指定施設での14日間の自己隔離を行うこと(ASQホテル予約確認書)、③新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む10万米ドルもしくは1,100万円以上の治療補償額の英文医療保険証携帯 ④ビザまたは再入国許可証印があるパスポート・入国許可証(COE)の提示 ⑤Declaration Formの提示が条件。)</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大により、全ての渡航者はタイ入国時にT.8 formを記入しなければなりません。タイ空港公社(AOT)の携帯アプリhttps://aot-app.kdlab.aiにてオンライン登録ができます。</p> <p>1労働許可書所持者及びその配偶者及び子弟 2永住者 3タイ国籍保有者の両親、配偶者及び子弟 4タイ国内で医療サービスを受ける外国人及びその介助者 5留学生及びその両親 6タイに駐在する外交官、外国政府職員、国際機関職員等及びその両親、配偶者及び子弟。</p> <p><以下のカテゴリーも追加になりました></p> <p>就労もしくはビジネス(投資)目的、タイ・プリベリッジ・カード保有者、メディア制作または撮影目的の場合、退職者長期滞在ビザ(O-AまたはO-X)保有者、有効なAPECカードを保有し日本からタイに渡航する日本国籍者、観光ビザ(TR)所持者</p> <p>※日本は11/1現在、「中度感染危険国」にあるため、特別観光ビザ(STV)では入国できません</p> <p>2021年1月14日から、海外からタイ王国に入国するタイ国籍を有しない方は、タイ入国前に新規アプリ「ThailandPlus」アプリケーションをダウンロード登録が必要となります。(但し、乳幼児やスマートフォン等のタブレット端末をお持ちでない方は対象外となります。)</p> <p>★4月1日情報更新 ・搭乗可能健康証明書(Fit to Fly Health Certificate)が不要となりました。</p> <p>★4月30日情報更新</p> <p>1. 2021年5月1日よりCOEを取得した方は、タイ国内における隔離期間は最低で14日間必要となります。</p> <p>2. 2021年5月1日までにCOEを取得した方は次の通りです。</p> <p>2.1 2021年5月1～5日にタイ入国を希望する場合、2021年4月30日までにCOEを取得すれば、タイ国内における隔離期間は最低で10日間必要となります。</p> <p>2.2 2021年5月6日以降タイ入国を希望する場合、タイ国内における隔離期間は最低で14日間必要となります。</p> <p>【在東京タイ王国大使館】</p> <p>http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/9538/ http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/9602/</p> <p>タイへの入国が観光目的の場合に限り、一回の入国につき30日以内の滞在であれば査証(ビザ)不要</p> <p>※コロナ禍において上記該当者を含む全ての渡航者は、タイ入国後の14日間隔離と入国前に入国許可書(COE)の取得が必須</p> <p>http://site.thaiembassy.jp/jp/visa/type/9793/ 当分の間、レジデンストラックは一時停止</p> | <p>(代理申請可能なビザ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Non-immigrant B(就労) ・Non-immigrant O(タイ王国で正規就労する外国人の配偶者/扶養家族) ・Non-immigrant B(ビジネス/投資家) <p>(その他のビザ)</p> <p>本人申請であれば申請可能</p> <p>http://site.thaiembassy.jp/jp/visa/about/9791/</p> <p>(1月以降手続きの流れ ビザからCOE発行迄)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ビザ申請 2) COE事前承認申請手続き(ビザ、医療保険) ※医療保険は4.で追加も可 3) COE事前承認(申請後、3営業日以内に承認) 4) 航空券・ASQ HOTEL予約確認書(医療保険)アップロード提出(承認後15日以内) 5) COE発行(上記4.提出後、3営業日以内に発行) |
| バングラデシュ | <p>JAL : 直行便なし ANA : 直行便なし</p> <p>2021年5月30日まで行動規制が延長されましたが、日本からのバングラデシュ入国は認められています。ただし、入国者は14日間の厳格な自宅隔離を行う必要があり、到着時に新型コロナウイルスの症状が確認された場合は、政府指定施設での更なる検査や、施設隔離が必要になります。日本からの乗客は乗り継ぎの際に空港内に留まることを条件に、他国を経由してバングラデシュに入国することができます。</p> | <p>大使館でのビザ申請可能</p> <p>オンラインバルビザの申請は停止中</p> |

| 国名 | フライト・運航/入国情報 | ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍) |
|-------|---|---|
| フィリピン | <p>JAL : JL745 成田→マニラ 毎日運航 (9月末まで) JL746 マニラ→成田 月・火・木・土運航 (9月末まで) JL8746 マニラ→成田 水・金・日運航 (9月末まで) 羽田→マニラ 運休 (5月末まで) マニラ→羽田 運休 (5月末まで)</p> <p>ANA : NH819 成田→マニラ 毎日運航 (6月末まで) NH820 マニラ→成田 毎日運航 (6月末まで) 羽田→マニラ 運休 (6月末まで) NH870 マニラ→羽田 毎日運航 (6月末まで)</p> <p>フィリピン航空(PR) : PR427 成田→マニラ 火・木・金運航 PR421 羽田→マニラ 日曜、5月26日運航 (5月末まで) PR433 成田→セブ 6月8、18日のみ運航 (5月運航無し) PR428 マニラ→成田 火・木・金運航 PR422 マニラ→羽田 日曜、5月26日運航 (5月末まで) PR434 セブ→成田 6月8、18日のみ運航 (5月運航無し)</p> <p>5月1日より以下カテゴリーに属する外国人の入国が許可されております。 ・9(E) ビザ 保有者 ・外国籍船員 ・9(C) ビザ 保有者 ・9(D) ビザ 保有者 ・フィリピン移民法613条13項の永住ビザの保有者(13 quota, 13A, 13B, 13C, 13D, 13E, 13G) ・RA7919 ビザ 保有者 ・EO 324 ビザ 保有者 ・Native Born (NB) ビザ 保有者 ・一時居住ビザTemporary Resident Visa (TRV) 保有者 (MO ADD-01-038/ ADD-02-015に基づく) ・MCL-07-021 永住ビザ Permanent Resident Visa保有者 ・重国籍者:フィリピン国籍者であることの身分証明書(IC)、フィリピン国籍者認定証明書(RC)、2003年(共和国法9225)による国籍維持・再取得証明書(CRPC)のいずれかを保有していること ・E0226 ビザ 保有者(SIRV ビザ 保有者含む) ・共和国法8756 地方自治体本部RA8756 Regional Office Headquarters (ROHQ) ビザ保有者 ・47(a)(2) ビザ 保有者 ・9(G) ビザ 保有者 ・9(F) ビザ 保有者 ・SEVG ビザ 保有者 ・下記の経済特区より発行されたビザの保有者 -オーロラ特別経済特区庁(APECO) -スービック湾都市開発庁(SBMA) -バタアン自由港経済特区庁(AFAB) -カガヤン経済区特区庁(CEZA) -クラーク開発公社(CDC) ・バrikバヤン特権(共和国法6768条)に該当する者(行政令408号の査証免除国の国籍であること) ・フィリピン国籍者と渡航するフィリピン国籍者の配偶者とその子供(年齢不問) ・元フィリピン国籍者と渡航する元フィリピン国籍者の配偶者とその子供(年齢不問) ・特別居住退職ビザSpecial Resident and Retirees Visa (SRRV)と9(A)ビザ保有者:入国時に入国免除文書をフィリピン入国管理局へ提示すること</p> <p>到着後の一般的な手続き ・入国前に、入国後のPCR検査予約。 フィリピン航空利用者: https://bit.ly/MNLPALeCIF その他の外国航空会社: www.padlab.ph/DLS/PassengerCIF ・電子調査票の入力 https://www.padlab.ph/DLS/eCIFv7 ・接触追跡アプリTRAZEのダウンロード https://www.traze.ph/ ・RT-PCR検査は、フィリピン到着日を1日目として7日目に実施する。 ・到着後14日間の検疫を実施するものとする。最初の10日間は検疫施設(事前予約が必要)で観察され、7日目の検査で陰性と確認できれば残りの4日間はは目的の各自治体における自宅隔離となる。</p> | <p>東京都への緊急事態宣言が発令されたことにより、お客様と職員の健康と安全を守るため、フィリピン大使館では領事部において次の変更を1月12日より行います。この変更は、当面の間続きます。</p> <p>フィリピン大使館領事部は業務を行いますが、業務時間を午前9時から午後1時まで(祝祭日除く月曜～金曜)に変更いたします。</p> <p>I. 窓口による申請→停止中 次の申請を事前予約された方のみ、入館が認められます。 -パスポート -公証(NBI指紋認証、国籍放棄手続き、二重国籍宣誓) -在外投票登録</p> <p>II. 郵送による申請 次の申請につきましては、郵送による申請のみ受け付けます。窓口による申請は出来ません。(既に窓口による申請をご予約された方も含まれます) -市民登録(出生届、婚姻届、死亡届、婚姻要件具備証明書) -ビザ 申請書類事前確認のため、記入済みの申請用紙と申請書類を全て、下記件名にて visa@philembassy.netへメールで送付してください。 件名 申請者氏名_Visa-Pre-Evaluation (例: YUKISATO_Visa-Pre-Evaluation)</p> |

| 国名 | フライト・運航/入国情報 | ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍) |
|------|--|--|
| ベトナム | <p>ハノイ線</p> <p>JAL : 日本発便7月31日まで運休 : ハノイ発 (JL752/ハノイ-成田 毎日運航)</p> <p>ANA : 日本発便6月30日まで運休 NH898/ハノイ-成田運航 : 水木金土日運航)</p> <p>ベトナム航空(VN) : 日本発便5月31日まで運休 : 3/28-5/31 VN310/ハノイ-成田 毎週木・土運航</p> <p>ホーチミン線</p> <p>JAL : 日本発便7月31日まで運休 (JL070/ホーチミン-羽田 月・水・金曜運航) (JL750/ホーチミン-成田 月・火・木・土曜運航)</p> <p>ANA : 日本発便6月30日まで運休 (NH834/ホーチミン-成田) 火・木・土運航 (NH892/ホーチミン-羽田) 水・木・金・土・日運航</p> <p>ベトナム航空(VN) : 日本発着 5月31日まで運休</p> | |
| | <p>※「ビジネストラック」の運用については11月1日より開始。詳細は外務省のホームページをご参照ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002004.html</p> <p>※1月14日午前0時(日本時間)以降、緊急事態宣言の解除が行われるまでの間、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」に基づくレジデンストラック及びビジネストラックの運用が停止され、同制度による外国人の新規入国は認められません。</p> <p>3月21日以降、日本国民に対して査証免除を停止中。入国には事前に有効なTRC(テンポラリーレジデンスカード)または査証が必要。 現時点では、ベトナムへの入国には</p> <p>(1) 事前の入国許可書の申請・取得及び査証の申請・取得等 (2) 入国の3日から5日前までに日本で実施したPCR検査陰性証明書の提出(指定された医療機関にて指定フォーマットの証明書を取得)</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びベトナムをカバーしている「旅行保険」及び「医療サービス(医療通訳、相談、緊急搬送等)」に加入することを検討してください。</p> <p>(3) オンラインでの医療申告(入国前24時間以内) (4) 入国後、21日間の隔離+隔離施設滞在後の自宅における健康観察期間が「7日間」 ※ベトナムでの勤務先企業(機関)が個別に申請・手配することにより、駐在員、そのご家族及び出張者の皆さまはベトナムに入国することができます。ただし、手続きには、1か月半から2か月要するほか、入国後、21日間、隔離施設(ホテル)に滞在する必要があります。</p> <p>(5) その間(4)の複数回(通常3回)のPCR検査が必要。(初日、14日目、21日目) まずは勤務先企業・機関(現地法人)からベトナム政府当局の許可を取得。 その内容は、勤務先、居住先及び隔離先の省・市により異なるので確認要。 公安省入国管理局への入国許可申請は、いずれの場合でも必要となるので、ベトナムでの勤務先企業・機関の所在地を管轄する省・市の人民委員会に確認。 (入国対象者) 外国の外交官、専門家及び専門家の家族(父、母、配偶者及び子供)、投資家、高技能労働者、ベトナムで勉強する生徒及び学生 2021年4月13日現在、駐在員(投資家、専門家等)のご家族の入国を認めない取扱いをする省市(ハノイ市等)があります。 ⇒従前どおり入国が認められることとなりました。</p> <p>14日以内のベトナム滞在について(ビジネストラック利用) ※運用停止中※ (1) 入国前の手続き ①省レベルの人民委員会からの承認申請: ベトナム側の招へい企業・組織は省レベル人民委員会に渡航者のベトナム滞在中の行動計画、宿泊場所、移動手段、送迎方法等を提出した上、承認を申請する。 ②入国許可(許可番号)の取得: 省レベルの人民委員会から承認状の取得後、ベトナム公安省出入国管理局に査証発給許可を申請する。 ③ベトナム公安省出入国管理局から査証発給許可証の取得後、在日本ベトナム在外公館で査証(ビザ)を申請する。現在、査証免除協定による査証免除対象者、APECビジネストラベルカード、ベトナムのテンポラリーレジデンスカードの保持者を含む外国人すべては査証を取得する必要がある。 ○その他必要な書類 ・国際医療保険加入証明書、若しくはベトナム側の招聘企業・組織は渡航者に対するベトナムで新型コロナウイルス感染症にかかった場合の治療費の全額負担の誓約書</p> | <p>通常ビザ新規発給は停止中。 ただし、ベトナム現地の事前許可を取得の方は大使館確認の上で申請可。 認証は郵送でのみ申請可能。</p> |

| 国名 | フライト・運航/入国情報 | ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍) |
|-------|--|--|
| ベトナム2 | <p>(2) 航空券の購入及び搭乗 チケット購入の際、次の書類を提出：・有効期限が6ヵ月以上のパスポート、ベトナム入国査証 飛行機搭乗の際：上記の書類及び規定に沿った新型コロナウイルス感染症の陰性証明書の提示</p> <p>(3) 入国の手続き ・新型コロナウイルス感染症の陰性証明書の提示 ・ベトナムの感染者追跡アプリ（ブルーゾーン）をインストールする。 ・ベトナム側の招へい企業・組織がプライベート車を用い、渡航者を迎える（公共交通機関を使用しない）</p> <p>(4) 宿泊施設 ・事前に登録した宿泊場所に到着後、RT-PCR検査を受ける。 ・滞在期間中、初日、14日目、20日目にPCR検査等を行う。</p> <p>(5) ベトナム出国前 ・ベトナム出国の1日前に最終のPCR検査を受ける。</p> <p>※3/21 12時から、ベトナム国内の輸送機関（国内線航空機、列車、旅客船、省をまたいで旅客を乗せる車両）を利用する者に対して、医療電子申告を義務付けられた。 https://tokhaiyte.vn/（当該医療申告のフォーマット）</p> <p>詳細情報は在ベトナム日本国大使館のHPを参照下さい。 https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20200731nyuukoku.html</p> | |
| マレーシア | <p>JAL : 9月30日まで 成田発、クアラルンプール発ともに火・木・土曜運航 ANA : 9月30日まで成田発は火・金・日曜日のみ運航 クアラルンプール発は月・水・土曜日のみ運航 羽田発着は9月30日まで運休</p> <p>マレーシア航空(MH) 成田発 :3月28日～6月28日まで月・金・日曜日運航 6月29日～10月30日まで月・金・日曜日運航 クアラルンプール発 : 3月28日～6月27日まで木・土・日曜日運航 6月30日～10月30日まで木・土・日曜日運航</p> <p>外国人渡航者の入国は原則禁止。以下の者は例外として入国可能だが、それぞれ入国条件あり。 (1)MM2H（マレーシア・マイ・セカンド・ホーム）査証保有者 条件：マレーシア入国後、1. 出発前の所定のオンラインフォームの提出 2. 観光・芸術・文化省からの入国許可の取得（注：新規申請受付は12月頃まで停止中。） 3. マレーシア到着時のPCR検査結果が陰性であること 4. 政府指定の隔離センターでの10日間の隔離 5. 接触者追跡アプリのダウンロード 6. 回復のための活動制限令（RMCO）全規定の遵守 (2)主要又は技術的ポストにある企業職員・技能労働者・知識労働者及びその扶養家族・使用人(いずれも現地駐在者が対象で国籍不問) 条件：マレーシア到着前3日以内または到着時のPCR検査結果が陰性であること(日本国籍者は検査受検義務の適用除外)、入国後は政府指定の隔離センターでの10日間の隔離等。 (3)留学生（高等教育機関、インターナショナルスクール）及び医療 Tourism 目的の渡航者 条件：PCR検査結果（出国前または到着時）が陰性であること、接触者追跡アプリのダウンロード、当局への事前登録等 (4)長期滞在ビザを保有していない外国人で、マレーシア人の配偶者及びその家族 条件：入管通過直後に必要な許可申請を行うこと (5)永住者（事前登録申請なしでの入国可） 上記(1)～(5)の例外にかかわらず、(ア)累積感染者数が15万人を超える国（米国、インド、ブラジル等23か国）の国籍者、及び (イ)当該国に居住する非マレーシア国籍者等の入国を原則拒否する。 上記(2)に該当する者は、対象2 3か国の国籍者又は当該国に居住する非マレーシア国籍者であっても入国を許可される。</p> | <p>〈申請可能なビザ〉 EP1 EP1の家族分 （窓口申請のみで、月・水・金 午前中のみ受付。電話で事前予約が必要）</p> <p>〈その他のビザ〉 新規発給は停止中。特別な許可がある方以外はまだ不可。</p> <p>〈認証〉 窓口申請のみで、ビザと同様に電話で申請予約が必要。</p> <p>〈入国後取得に際しての「Travel Notice」取得の流れ〉 1)Approval Letter、LoU、PVP(Professional Visit Pass)、パスポートコピー、eチケット控えをメールにて(consular.tyo@kln.gov.my)へ送付。 2)数時間後に、「Travel Notice」が発行され、PDFにて返信される。 3)渡航の際の必要書類は下記。</p> <p>Approval Letter、LoU、Travel Notice、PVP(Professional Visit Pass)</p> <p>・現地でのビザ取得の流れについて →隔離終了後に取得で問題ないとの事で終了後に取得する事となる。 様々な通信手段が取れるスマホ+WiFiが必須の様様。</p> |

| 国名 | フライト・運航/入国情報 | ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍) |
|---------|--|--------------------------|
| マレーシア 2 | <p><入国を許可された方への案内></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出国前72時間以内にCOVID-19スワブ検査を受検し、陰性証明書を取得しマレーシア入国時に提示する必要がある。 ※陰性証明書を持参する場合、検体が「唾液」のものは受け入れられず、「スワブ」により採取したものでなければならない。 ・全てのマレーシア入国者は、自宅隔離ではなく、政府指定の隔離施設に14日間強制隔離される。 ・約定書（強制隔離の宿泊費用の支払いについて）、旅券、航空便旅程表等の他の必要書類を添えて、出発日の3日前までに在京マレーシア大使館へ電子メールで提出。渡航が許可されれば、渡航通知書が電子メールで送付される。⇒5月1日以降は約定書・渡航通知書の取得は不要。 ・マレーシアに入国するためのフライトに搭乗できるのは陰性の検査結果を有する者のみ。 <p>・マレーシア入国時、入国者はPUS(要観察者)のステータスとなり、COVID-19検査の受検が必須。 →検査結果陽性の場合、速やかに病院へ搬送。 →検査結果陰性の場合、外国人PUSは、最初の検査、10日目の検査及び隔離に係る費用を、「MySafeTravel」又は「MyQRアプリ」を通して支払う必要がある。</p> <p>国際的な人の往来再開に向けた段階的措置「レジデントラック」を開始。 対象者：(1) ビジネス上必要な人材等(詳細については対象国・地域ごとに調整) (2) 日本国籍又は対象国・地域の国籍を有し、日本又は当該対象国・地域に居住する者であって、日本と当該対象国・地域間の航空便（直行便の他、経由する国・地域に入国・入域許可を受けて入国・入域しないことを条件に経由便可。）を利用する者。（注：当初の対象者については、日本人の方については、日本国籍を有し、日本に居住する者、外国人の方については、対象国・地域の国籍を有し、対象国・地域に居住する者（再入国許可により出国中の方も含む）に限定し、措置の運用状況を見極めながら、対象の範囲を検討。）</p> <p>必要書類：(1)有効な査証又は再入国関連書類提出確認書(2)「検査証明」（又はその写し）（出国・出域前72時間以内（注）の検査の結果に基づいたもの）（注）検体採取から搭乗予定航空便の出発時刻までの時間(3)「誓約書（外国人レジデントラック）写し2通(4)「質問票」（入国便の機内において全乗客に配布されます。）</p> <p>その他必要事項：(1)出国・出域前14日間の健康モニタリング(2)入国時までの民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）への加入(3)入国後14日間のLINEアプリを通じた健康フォローアップ(4)接触確認アプリの導入(5)入国後14日間の既存の地図アプリを通じた位置情報の保存</p> | |

| 国名 | フライト・運航/入国情報 | ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍) |
|---------|---|---|
| オーストラリア | <p>シドニー線 JAL : 羽田発 JL51 火・木曜運航(9月30日まで) : 羽田着 JL52 木・土曜運航(9月30日まで) : 成田発 JL771 土曜運航(8月30日まで) : 成田着 JL772 月曜運航(8月30日まで)</p> <p>ANA : 羽田発 NH879 水・木・金・土・日曜運航 (6月30日まで) 月・水・木・金・土 (7月1日～9月30日まで) : 羽田着 NH880 月・木・金・土・日曜運航 (6月30日まで) 火・木・金・土・日 (7月1日～9月30日まで)</p> <p>カンタス航空 (QF) : 羽田発着 QF26/QF25 運休 (12月下旬まで)</p> <p>メルボルン線 JAL : 成田発着 JL773/774 運休 (9月30日まで) JL8773(成田発) 火・木運航 (6月30日まで) カンタス航空 (QF) : 羽田発着 QF80/QF79 運休 (12月下旬まで)</p> <p>パース線 ANA : 成田発着 NH881/NH882 運休 (10月30日まで)</p> <p>プリズベン線 カンタス航空 (QF) : 成田発着 QF62/QF61 運休 (12月下旬まで)</p> <p><入国制限等> (1) 豪州人や永住者以外の全ての渡航者の入国禁止 豪州人と永住者、その配偶者、法定後見人及び扶養者を含む直近の家族以外の者を適用除外として、豪州への入国禁止措置がとられている。渡航制限の対象者について、緊急に豪州に渡航する理由がある者や、トランジットする外国人であって特別な理由がある者等は、適用除外が認められる場合がある。</p> <p>(2) 海外からの全ての渡航者を対象とする 14 日間の自己隔離措置 海外から豪州への全ての渡航者については、到着空港の所在地にある指定された宿泊施設で 14 日間の強制的な自己隔離が義務付けられている。自己隔離措置の違反者は、各州法等により罰せられる。</p> <p>(3) 国内の移動に関する制限 連邦は遠隔地の先住民地域への立ち入り制限を発表し、入州の条件として14日間の自己隔離又は強制隔離の義務付け、州内移動の制限など独自の規制を行っているが、一部の州は州境規制の解除を今後予定している。州を越えて移動する場合には各州政府のウェブサイト (NSW、VIC、SA、QLD、TAS、WA、NT、ACT) で最新情報の入手に努める必要あり。 ※ 入国規制等の詳細は右記URLにて確認できる。 https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</p> <p>(4) オーストラリア渡航申告書 (Australia Travel Declaration) 提出義務 豪州へ入国または乗り継ぎを希望する全ての者 (豪州人及び永住者含む) に対し、オーストラリア渡航申告書 (Australia Travel Declaration) の提出が義務あり。少なくとも豪州への出発72時間前までに、オンラインで必要な情報を登録要。 ※この事前登録を行わない場合、飛行機に搭乗出来ない、または、豪州到着時に、入国までに長時間を要する可能性有。 ※オンライン申請フォーム https://www.health.aero/au/</p> <p>(5) PCR検査 (陰性証明) 1月22日から豪州への渡航 (トランジットを含む) に際して、出発前 7 2 時間以内のPCR検査 (陰性証明) が必要。 ※豪政府ウェブサイト https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert/coronavirus-covid-19-restrictions/coronavirus-covid-19-advice-for-international-travellers/frequently-asked-questions-international-passengers</p> | <p><認証サービス> オーストラリア大使館領事部での認証サービスは2020年3月24日より予約制へと移行。コロナウイルス感染拡大防止のため予約のない方は入館不可。</p> |

| 国名 | フライト・運航/入国情報 | ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍) |
|----------|--|--|
| ニュージーランド | <p>JAL : 直行便なし ANA : 直行便なし ニュージーランド航空 (NZ) : 10月30日まで成田発は土曜日のみ運航 オークランド発は木曜日のみ運航</p> <p>※ニュージーランドに入国できる方は、政府による条件を満たした方のみです。 入国条件を満たさない方はご搭乗いただけません。</p> <p>自国民、ニュージーランド永住権所持者、有効な渡航条件を有するニュージーランド居住権所持者（ニュージーランド国外で居住査証を取得しニュージーランドに初めて渡航する場合は除く）、及びそれらの家族等を除き、外国人の入国を禁止。また、船舶による入国も引き続き禁止する。トランジットについては、オークランド国際空港のみ、空港を出ることなく24時間以内に乗り継ぐなどの条件を満たす場合は可能。全渡航者に対して14日間、入国後に指定された施設における強制的な自己隔離を義務付ける。被隔離者は入国後3日目と12日目に、計2回の新型コロナウイルス検査を受検する。また、全渡航者（豪州、南極及び一部の大洋州島嶼国を除く。）に対して入国後24時間以内の検査の受検を義務付ける。全渡航者（豪州、南極及び一部の大洋州島嶼国を除く。）は、入国に際し、フライト出発予定時刻前72時間以内に受検した新型コロナウイルス検査陰性証明書（PCR検査、LAMP法検査、抗原検査のいずれも可。）をチェックイン時に提出する必要がある。</p> | <p>〈VFS Global〉 東京ニュージーランドビザ申請センターは、一部制限をしながら郵便と窓口での書類受付業務を再開。 窓口に直接行く場合は、予約が必要（ウェブサイトより予約可能）。 営業日：月曜日-水曜日-金曜日 営業時間：午前9時から午後1時</p> |

※流動的情報のため、最新情報は必ずご確認ください。

※記載のない国は弊社担当者へお問い合わせください。